

## 中山間地域等直接支払制度(第4期対策)の実施状況について

富山市農林事務所農業振興課

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保することを目的とするものです。

制度の詳細については農林水産省のHPをご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/)

### ◎第4期対策の協定等の状況

| 年度     | 協定数 | 協定農地面積<br>(ha) | 交付金額<br>(百万円) |
|--------|-----|----------------|---------------|
| 平成27年度 | 81  | 1,198          | 198           |
| 平成28年度 | 81  | 1,203          | 199           |
| 平成29年度 | 81  | 1,204          | 199           |
| 平成30年度 | 81  | 1,211          | 200           |
| 令和元年度  | 81  | 1,210          | 201           |

※交付金の負担割合:国 1/2、県 1/4、市 1/4

### ◎集落協定の取り組み

各集落では、中山間地の持つ多面的機能を維持していくため、水路や農道の維持管理、農作業の共同化や組織化、訪れる人の保健休養や動植物を育む環境づくりなどの活動を行っています。



【写真】八尾地域 みのり棚田の学校 農作業体験